

令和4年6月27日

小金井市長 西岡 真一郎

市民参加条例第27条第1項の規定に基づく提言に対する  
市長の意見について

市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）では、「理想の市民参加」について令和2年7月15日から議論を重ねられ、令和4年6月1日付けで「理想の市民参加-市民参加の更なる推進に向けて」を提言されました。

この提言に対し、市民参加条例第27条第2項の規定に基づき、下記のとおり市長の意見を公表します。

記

1 市民の意見に対する市のフィードバックについての「見える化」を徹底させ、市民の声と市政とが循環する環境作りを促すべきことについて

市ではこれまでも市民等からいただくご意見に対して個別に回答しており、市のフィードバックを「見える化」することは、市民参加を進める上で重要と考えます。市民から寄せられた「市長への手紙」、広聴及び各課窓口へのご意見等、順次検討して実施してまいります。

「市民の声と市政への反映を循環させる」ことにつきましては、改めて循環が市民目線で進むよう取り組んでまいります。

2 市民の意見を出しやすい環境づくりについて

(1) 市民参加条例について市民への改めでの周知徹底等を図ることについて

市では、市ホームページ等を通じて市民参加条例について周知しております。

「市民の意見を出しやすい環境作り」の基礎として、市民参加条例の周知徹底が必要であるとの提言の趣旨を踏まえ、改めて継続的に、市報や市ホームページ等を通じて周知します。

- (2) 時代に即したSNSの活用や二次元コードの利用などのツールを充実すべき点について

現在、市ではSNSについてはツイッターを運用しており、二次元コードについても一部のチラシ等で活用してまいりました。

したがって、市民参加の課題や対象となる市民に適するように、時代に即した新たなSNSツールの活用や二次元コードの利用等、更なる充実を図ってまいります。

- (3) 市民の意見を聞くためのツールおよび手法（パブリックコメント募集、アンケート、附属機関への着任等）は市民参加の課題や集約すべき市民の対象に適するように、多様化させる工夫が必要なことについて
- (4) 市民意見の集約方法において、デジタルトランスフォーメーション（DX）を含む市民サービス向上を目指して、対象者層に合わせて市からの発信について多様な手段を備えることについて

市では、現在、パブリックコメント募集の際には、郵送、ファクス、市ホームページ専用フォーム等にて実施しています。アンケートは郵送、附属機関の委員等への委嘱は原則として対面で文書にて行っております。

提言を踏まえて、若年層等多様な方々へのSNS活用等、デジタルトランスフォーメーションにつきましても効果的なツール及び手法を研究してまいります。

また市では、意見の集約について、郵送、電子メール、ファクスを活用しております。提言を踏まえて、対象者に合わせた市からの発信について、効果的と考えられるものについて、手段の多様化や効果的な手段の拡充を図ってまいります。

- (5) 市民がいかなる意見も安心して自由闊達な意見が出るような「場」作りについて

審議会等をはじめとする各種の会議において、参加者の自由な発言が妨げられることのないよう引き続き、安心して自由闊達に意見できる雰囲気づくりに向けて、職員研修等に取り組みます。

審議会等においては、委員長や会長が進行をされる部分が多くあります。安心して自由闊達に意見できる雰囲気づくりに向けて、場づくりの方法について研究し、

審議会等において取り組まれるように図ってまいります。

- (6) 市民参加にあたっては、サイレント層を含む市民が課題を「自分事」「当事者事」として捉えられるようにすることについて

市民参加を進めていくうえで、サイレント層が「自分事」「当事者事」と考えていただけるようにすることは、重要な課題であると受け止めております。

「具体性」を意識すること及び簡便な意思表示のみでの市民参加手法等、提言の趣旨を踏まえて取組を検討してまいります。次期市民参加推進会議においてもご議論いただけるようにと考えております。